



第43回 遺産を寄附した場合の税金



父は、土地の売却代金の一部 1,000 万円を市へ寄附しようとしていましたが、昨年 11 月に亡くなりました。

遺言はありませんでしたが、私は、父の遺志を継いで市へ 1,000 万円寄附し、この度、手続きが全て完了しました。

父の所得税の準確定申告も相続税の申告もまだ終わっていませんが、市へ寄附した 1,000 万円は所得税・相続税でどのように取り扱われるのでしょうか。



今月のご質問は、相続したお金を市へ寄附した場合の所得税と相続税の取り扱いについてですね。

1. 所得税の取り扱い

市へ寄附したお金は、土地を売却した場合の譲渡所得の計算に影響はありませんが、確定申告を行うことで、所得税および復興特別所得税が減額される寄附金控除等の制度が適用できます。

寄附金控除等については 2020 年 3 月号と 4 月号のこのコーナーでご紹介しましたが、簡単に復習しましょう。

(1) 寄附金控除等の概要

個人が市町村や特定の団体に対し右頁の表「特定寄附金とは」の寄附金を支出した場合には、確定申告をすることによって寄附金控除等が適用できます。この場合、寄附した額の一部を所得金額から控除する寄附金控除（所得控除）と、所得税額から控除する寄附金特別控除（税額控除）があります。

特定寄附金のうち⑤・⑥・⑦（それぞれ一定のもの）は、所得控除と税額控除のどちらの適用を受けるか選ぶことができ、それ以外は所得控除が適用できます。

ぶぎん地域経済研究所 顧問税理士

杉山 秀夫（関東信越税理士会大宮支部）

大井賀津子（関東信越税理士会川越支部）

(2) 寄附金控除等の額の計算

控除額の計算は、1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間に寄附した特定寄附金の合計金額から 2 千円を差し引き、次のとおり計算します。ただし、特定寄附金の額の合計額は所得金額の 40% 相当額が限度です。

① 寄附金控除（所得控除）

寄附金控除額は次の算式で計算します。

その年中に支出した 特定寄附金の額の合計額	－	2 千円	=	寄附金控除額
--------------------------	---	------	---	--------

② 寄附金特別控除（税額控除）

(i) 政党等寄附金特別控除額は次の算式で計算します。

その年中に支出した 政党等に対する寄附金の 額の合計額	－ 2 千円	× 30% =	政党等寄附金 特別控除額
-----------------------------------	--------	---------	-----------------

100 円未満の端数切捨て

(ii) 認定 NPO 法人等寄附金特別控除額は次の算式で計算します。

その年中に支出した 認定 NPO 法人等に対する 寄附金の額の合計額	－ 2 千円	× 40% =	認定 NPO 法人等 寄附金 特別控除額
--	--------	---------	----------------------------

100 円未満の端数切捨て

(iii) 公益社団法人等寄附金特別控除額は次の算式で計算します。

その年中に支出した 公益社団法人等に対する 寄附金（一定の要件を満 たすもの）の額の合計額	－ 2 千円	× 40% =	公益社団法人等 寄附金 特別控除額
--	--------	---------	-------------------------

100 円未満の端数切捨て

注 1: (i) の特別控除額はその年分の所得税額の 25% 相当額が限度です。

(ii) および (iii) の特別控除額の合計額はその年分の所得税額の 25% 相当額が限度です。

注 2: 上記①および②の算式中の 2 千円は、寄附金控除と寄附金特別控除を合わせた金額です。

(3) ふるさと納税ワンストップ特例

寄附金控除等を受ける場合は、原則として確定申告をする必要があります。県や市などに対してふるさと納税をした場合も同様です。

ただし、ふるさと納税を行う場合で、かつ、確定申告が不要な給与所得者等の方については、ふるさと納税先（5 団体以内）に申請することにより、確定申告をしなくてもこの寄附金控除を受けることができ、翌年度の住民税から所得税分も含め、控除されます。

(4)ご質問の場合

寄附金控除等は、実際に寄附金を支出した人の所得税・住民税から支出した年分の所得税・翌年度の住民税から控除されます。

ご質問の場合は、市へ実際に寄附されたのは、お父様ではなくご質問者の方ですので、ご質問者の方が来年の確定申告で手続きをなさってください。

2. 相続税の取り扱い

相続又は遺贈（以下「相続等」といいます。）で取得した財産を寄附した場合であっても、原則的には相続税の対象となります。

しかし、次の要件すべてに当てはまり、一定の場合は寄附した財産は相続税の対象としない特例があります。

- 寄附した財産は、相続等によって取得した財産であること

※相続等で取得したとみなされる生命保険金や退職手当金も含まれますが、相続等で取得した財産を譲渡し、その代金を寄附した場合は含まれません。

- 相続税の申告期限までに寄附すること
- 寄附した先が国、地方公共団体、「特定の公益法人」又は「認定NPO法人」であること（下記「用語の解説」参照）

ご質問の場合は、市へ申告期限前に寄附しているので相続税の対象とならないこととなります。

▶さらに詳しくお知りになりたい方は、武蔵野銀行各支店窓口、ぶぎん地域経済研究所までお問い合わせください。

■特定寄附金とは

①	国又は地方公共団体に対する寄附金
②	指定寄附金（財務大臣が指定したもの） 公益社団法人、公益財団法人その他公益を目的とする事業を行う法人又は団体に対する寄附金で、広く一般に募集され、かつ公益性及び緊急性が高いものとして財務大臣が指定したもの
③	特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭 主務大臣の証明を受けた特定公益信託のうち、その目的が教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与すると認められる一定の公益信託の信託財産とするために支出した金銭
④	特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額など
⑤	政治活動に関する寄附金 次の団体等に対する政治活動に関する寄附金のうち、一定の要件に該当するもの ・政党（支部も含みます。） ・政治資金団体 ・その他の政治団体で一定のもの ・一定の公職の候補者
⑥	認定NPO法人等に対する寄附金 認定NPO法人等に対する寄附金で特定非営利活動に係る事業に関連するもの（下記「用語の解説」参照）
⑦	特定公益増進法人に対する寄附金 公共法人等のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものと認められた特定公益法人に対する寄附金 特定公益増進法人とは例えば次のような法人をいいます。 ・独立行政法人 ・日本赤十字社 ・公益社団法人及び公益財団法人 ・社会福祉法人

用語の解説

特定の公益法人

教育や科学の振興などに貢献することが著しいと認められる公益を目的とする事業を行う次のような特定の法人をいいます。

- 独立行政法人
- 国立大学法人及び大学共同利用機関法人
- 地方独立行政法人で特定の業務を主たる目的とするもの
- 公立大学法人
- 自動車安全運転センター、日本司法支援センター、日本

私立学校振興・共済事業団、日本赤十字社

- 公益社団法人、公益財団法人
- 私立学校法人で特定のもの
- 社会福祉法人 ● 更生保護法人

認定NPO法人

特定非営利活動を行うNPO法人のうち、一定の基準を満たすものとして所轄庁（都道府県知事又は指定都市の長）の認定を受けたものをいいます。